

陳情第1号 参考資料

川崎の文化と図書館を発展させる会

市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）に関する 図書館への指定管理者制度導入について（陳情）参考資料

1. ① 関連資料

1) 2003年の地方自治法の一部改正 第244条の2第3項・第4項

公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。

2) 国会答弁：海部俊樹文部大臣（1986）、渡海紀三朗文部科学大臣（2008）「図書館法になじまず」

3) 片山善博総務大臣「図書館法の規定にはなじまない」（2011 記者会見）

4) 日本図書館協会「公立図書館の指定管理者制度について—2016」（2016.9. 30）

「この制度の公立図書館への導入の判断は、各自治体の自主性に委ねるものですが、当協会は、我が国の今後の公立図書館の健全な発達を図る観点から、公立図書館の目的、役割・機能の基本を踏まえ、公立図書館への指定管理者制度の導入については、これまでの見解と同様に、基本的になじまないと考えます」

5) 図書館法 昭和25年4月30日制定 平成23年12月14日改正

第1条（目的） この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七合）の精神に基づき、図書館の設置および運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般社団法人が設置するもの（学校に付属する図書館又は図書室を除く）をいう。

第3条（図書館奉仕） 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情および一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、および家庭教育の向上に記すこととなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。（以下略）

第4条（司書及び司書補） 図書館に置かれる専門的職員を司書および司書補と称する。（以下略）

1. ② 関連資料

1) 「データで見る指定管理者制度の実態—サービスと経費」（田井郁久雄・著）「図書館界 VOL7 0 No.6」

2) 『公共図書館—新しい「公共」の実現を目指して』（活字文化議員連盟・公共図書館プロジェクト 2019.8. 20）第2章 3.図書館職員の劣悪な労働条件 4.公共図書館に馴染まない指定管理者制度

3) 直営に戻した館 15 件 21 自治体 →2020 年度日本図書館協会調べより

例：守谷図書館協議会答申→①スタッフの専門性「現体制においてはスタッフの質の向上が難しく、図書館に求められるスタッフの専門性が満たされていない」

②守谷市子ども読書推進計画への取り組みと学校図書館支援③運営経費④守谷市図書館運営基本方針の具体化 など5項目をあげ、直営にもどす。

4) 2019 年度までの導入館 259 自治体 2020 年度 12 自治体予定

1. ③関係資料

1) 図書館法

第 17 条 (入館料等) 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

1. ⑦関係資料

1) 「図書館の自由に関する宣言」1954. 採択 1979. 改訂 日本図書館協会

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第 1. 図書館は資料収集の自由を有する

第 2. 図書館は資料提供の自由を有する

第 3. 図書館は利用者の秘密を守る

第 4. 図書館は全ての検閲に反対する

2) 「図書館員の倫理綱領」1980. 日本図書館協会 総会決議

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

第 1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する

第 2 図書館員は利用者を差別しない。

第 3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

第 4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

第 5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

第 6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

第 7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

第 8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

第 9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

第 10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

第 11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

第 12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

以上